

名古屋市公立大学法人評価委員会条例

平成 17 年 7 月 21 日条例第 67 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 11 条第 3 項の規定に基づき、名古屋市公立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)の組織及び委員等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 評価委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、評価委員会に臨時委員若干人を置くことができる。

(委員)

第 3 条 委員は、教育研究又は経営に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 4 条 臨時委員は、学識経験のある者のうちから調査審議事項を明示して市長が委嘱する。

2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(委員長)

第 5 条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 評価委員会の会議は、委員長がこれを招集し、委員長はその議長となる。

2 評価委員会は、委員(その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。)の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 評価委員会の庶務は、総務局において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(法人成立前の庶務)

2 評価委員会の庶務は、公立大学法人名古屋市立大学の成立の日の前日までの間は、市立大学において行う。

(名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 15 年名古屋市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 18 年条例第 45 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。